

宋金代山西の寺院

桂
華
淳
祥

はじめに

第一章 福厳禪院について

四

第一節 福厳禪院の歴史

四

第二節 碑刻の題記

四

第二章 その他の山西寺院

四

第一節 宋代の寺院

四

第二節 金代の寺院

四

第三章 寺院の連繫と宗教政策

四

第一節 寺院の連繫と住持制

四

第二節 寺院の連繫と賜額制度

四

第三節 元代への展開

四

おわりに

二

はじめに

十二世紀のはじめから約百年の間、女真族支配国家である金が淮水以北の華北地方を領有して南宋と対峙し、もと北宋の領域は南北に二分されていた。従ってこの時代の社会や文化には北宋—南宋、北宋—金という二つの流れがあった。しかし領域を狭めたものの宋朝が継続していたこと、金については異民族支配国家遼・金・元の一つとして扱われることが多かったこと、それに史料が江南地方に比べて乏しいこともあって、金の領域を除いて宋代ととらえられる場合が多く、北宋—金という華北の流れは見逃されがちであった。このような情況はすでに指摘され、華北の流れを把握する重要性が提起されている。⁽¹⁾

本稿では、このような華北の流れを把握するための試みとして、地域を山西に絞り、対象として寺院を取り上げて、石刻史料を手がかりに、その後付をしてみたい。寺院は王朝が交替しても存続しており、そこに王朝の交替による変化や政策との関わり、さらには南の流れとの違いがあらわれるのではないかと考えたからである。なお山西でも北宋・金両朝の治下にあったのは中南部であるから、華嚴寺など著名な寺院のある大同を中心とする旧遼内の地域は含まない。

第一章 福厳禪院について

第一節 福嚴禪院の歴史

山西沢州鳳台県（現在の晋城市）に青蓮寺(2)がある。地方志に

青蓮寺在城東南三十五里硠石山、北齊建、宋名福嚴、（雍正『山西通志』卷一七〇 寺觀）

青蓮寺在城東南三十五里硠石山、隋惠遠說法道場、宋賜名福嚴院、（『鳳台縣志』卷十二 寺觀）

とみえるもので、宋代に福嚴院（賜額牒には福嚴禪院とある）の名を賜った。したがつて宋金代を中心とする本稿では、主として福嚴禪院の名を用いることになる。

さて、福嚴禪院には関係の碑文が数多くみられる。石刻史料や地方志などにみえる元代までのものを挙げると「硠石山福嚴禪院關係碑刻」（本稿末の如くであり、この地域の寺院の情況やその変遷を知る上で参考になる。そこではじめにこれらの碑文によってその動向をみていくことにする。

宋代までの情況 まず宋代までの情況を、金の泰和六年（一一〇六）の「大金沢州硠石山福嚴禪院記」（以下「泰和碑」という）の記述によつてたどつてみよう。

古青蓮寺、寺額咸通八年所賜也、寺之東五里、古藏陰寺、即北齊曇始禪師之所建也、祖師慧遠、器識弘偉、風神爽澈。曇始見而度之曰、子有出家之相、善自愛之、乃礼為師、既冠遊學鄴都、回翔十余年、博涉經論、無不該貫、乃攜學侶、卜藏陰寺之西丹谷、築室而居焉、弘演大乘教、朝夕不倦、遠近歸依、於是建大阿蘭若、

即青蓮寺之權輿也、……師示寂後、遭隋室亂、法席久虛、太和初、有慧憎禪師、自并汾來、少習莊易、晚學天台止觀、……開平二年、邑民程行立、施山前田二十頃、以充禪悅之須、逮太平興國三年、賜名福嚴禪院、崇寧間、鑒巒禪師繼主其教、以其寺基久遠、歲壞月隳、雖補罅苴漏、不勝其弊、

これによれば、福嚴禪院は以前青蓮寺であつて、北齊の時代に曇始禪師が建てた藏陰寺⁽⁵⁾において、彼に従つて出家した慧遠⁽⁷⁾（五二三～九四）が、遊学の後、藏陰寺の近くに居所として建てたのが創始といふ。従つて藏陰寺より僅かに後の創建ということになろう。その後、隋から唐の前半にかけては低迷したようであるが、太和（八二七～三五）初、慧憎禪師⁽⁹⁾が汾州より来てから再び盛んになり、咸通八年（八六七）には唐朝より寺額を賜り、後梁の開平二年（九〇八）には、邑民程行立から施田二十頃があつた。そして宋の太平興國三年（九七八）に福嚴禪院の勅額を賜り、その後は鑒巒禪師⁽¹⁰⁾が来たつて教えを継ぎ、伽藍修復などの活動が行われていた。

このような青蓮寺の歴史は「破石山福嚴禪院関係碑刻」に示した多くの碑文が存在することによって確認できる。すなわち、創建とされる北齊代、乾明元年の題記を持つ石像があり、創建者である慧遠の事績を述べる「破石寺大隋遠法師遺跡碑」（宝曆元年）、慧憎禪師がここに来たつた太和初の活動を語る「城隍信士碑」（太和七年）、また唐代寺額を賜つた咸通八年には「青蓮寺山田石碣記」、続いて「青蓮寺碑碣之所記」（乾符四年）があり、「邑民程行立が施田をした開平二年（九〇八）には、後の宋の元符二年（一〇九九）の立石ではあるが「後梁青蓮寺牒準土地記」⁽¹¹⁾、そして「青蓮寺上方院記」（天福七年）がある。宋代では太平興國三年、賜額を取得したことを示す「福嚴禪院牒」、さらに鑒巒禪師が活動した崇寧年間（一一〇二～六）のものとして「福嚴淨影山場之記」（崇寧四年）があるが、その他にも宋の元祐四年（一一〇八九）から金の泰和元年（一一〇一）にかけて五種の石柱記も見られる。また

「硖石山福嚴禪院故副住持潮公和尚塔銘」（大定九年）には、宋金交替期にこの寺に住して活動していた福潮の事績もみられ、勅額を有した福嚴禪院の活動が宋朝治下から金朝治下へと続けられていたことが知られる。その中で「福嚴淨影山場之記」には

皆大宋崇寧四季歲次己酉三月一日、因下院淨影寺齋會、有住持福潤預日赴上寺、請鑒巒禪師說法、
と、下院である淨影寺の齋會に当たって、その住持福潤が上寺である福嚴禪院の住持鑒巒禪師に說法を請うたと
ある。このことから宋代に福嚴禪院と淨影寺とが上寺と下院という関係にあり、そこに住僧の往来のあつたこと
がわかる。また碑文の題記に

崇寧四季七月 日 住持沙門 鑒巒

淨影寺住持沙門 福潤 同立

とあるのも、両者の協力関係を示すものである。さらに同碑には福嚴禪院と淨影寺、それに南閻觀音堂の「山場
四至」が記されていて、それぞれの寺産の維持管理について協力体制のあつたことが知られる。

なお、淨影寺については、『鳳台縣志』卷十二 寺觀に

淨影寺、在城東南九十里蟠龍山、為青蓮寺下院、

とある。また南閻觀音堂については、元代の「重修南閻觀音堂遺跡感應記」（至元二年）があつて

大宋崇寧間、僅有本州青蓮寺長老鑒巒、重舉功力、木料磚甓、起立觀音堂殿三間、
と、崇寧年間すなわち「福嚴淨影山場之記」の立てられた頃、鑒巒によつて創建されたもので、元代まで継続し
ていたことがわかる。

また「青蓮寺上方院銘」について『山西碑碣』の解説には「碑陰磨損較甚、頂端線刻蓮花、下辺鏤刻着上下兩院僧侶・邑人・書者・鏤者等人姓名及天福七年歲次壬寅閏三月甲申朔五日戊子建」と、碑陰に上下両院の僧侶・邑人・書者・鏤者等の姓名が記されているというから、後晋の時、青蓮寺には上下両院があつたようである。

金代の情況 山西地域が金朝治下に入つて三十餘年⁽¹³⁾、大定（一一六一～八九）の初期になると、仏殿の修築など幾つかの事業が相次いでなされたことを記す鐘識と碑刻が三種見られる。

その第一が、梵鐘に鋳込まれた銘文と題記で、『山右石刻叢編』卷二〇に「破石山福嚴禪院鐘識」と題して載録されて⁽¹⁴⁾いる。それには

今有論師惠珍、特發濟苦利生之意、不憚勞苦、命良工鑄成、以補寺之不足、誠可嘉尚、古賢谷禪林院講論僧聞悟、為之銘曰、（銘 略）

大定三年歲次癸未十一月甲子二十七日甲寅記

と、未だに寺に設けられていない梵鐘を惠珍が発願して铸造したとある。銘は古賢谷禪林院講論僧聞悟による。

これに続くのが「破石山福嚴院重修仏殿之記」である。これは右の鐘識同様『山右石刻叢編』卷二〇に載録されているほか、『山西碑碣』にも収録されており、後者には拓影と翻刻が示されている。

今僧福裕、復顧巒所創殿、踈漏欲壞、乃於皇朝大定三禩、募緣重構、輝華壯麗、照映山林、宜立碑石、以伝後裔、裕來古賢谷、懇請法親聞悟、述其所以、系以辭曰、（辭 略）

大金大定四年九月二十五日修造主持院事僧福裕立

碑文によれば、靈巒の修築した仏殿が傷んでいることを憂えた福裕が、募縁してその修築を行い、このことを

石に刻して後世に伝えるため、古賢谷禅林院の聞悟にその撰文を依頼したとある。福裕自身によつてこの碑は立てられた。

そして今一つが「破石山福嚴禪院創建鐘樓台基記」である。これは『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』四六冊八九頁に拓影でみることができる。

当院、鑄法鐘既成、須立宝樓以虞之、惠果、用是率有緣之輩、出其□疊石為基、俾肯構者、省力而易、就謹
碧翠、琰刻檀越姓名、伝之永久、以勸後來、好施者、相続種福、云爾、

時大定七年歲次丁亥四月戊辰朔二十五日壬辰立石

とあるように、大定三年に梵鐘が铸造されたことをうけて、惠果が中心となつて鐘樓台基をつくり、檀越の姓名を刻して後世に伝え、さらなる助縁を願つたというものである。

「泰和碑」は、これらの事業の内容については特に触れていないが

皇朝大定初、福裕・惠珍二法師嗣之、福裕補弊易陋、内主寺事、惠珍持戒煉慧、外闡玄風、珍好因明瑜伽二大論、晚悟唯識之趣、松嶺龍門、開大道場、提耳接人、學者輻湊、寺旧有法堂三楹、不稱殿閣、規而廣之為五楹、未果謝世賴寂、

と、事業の中心となつた惠珍・福裕二師を繼承者として取り上げ、福裕は寺事の実務の中心であつたこと、惠珍は因明瑜伽二大論を好み、晩年には唯識を悟り、大道場を開くなどした学僧であつたことを記している。ただ惠果については触れていない。このように福嚴禪院では、大定三年から七年にかけての五年間に、梵鐘の铸造・仏殿の修築そして鐘樓台基の建造という事業が相繼いで行われたのである。

その後の金代の碑刻としては、先にあげた「破石山福嚴禪院故副住持潮公和尚塔銘」「青蓮寺石柱記」のほかに「許安仁宿青蓮寺題詩」「許安仁遊青蓮寺題詩」それに「泰和碑」がある。また「泰和碑」には、修築などの事業は記されていないものの、金代の情況について

寺有藏經五千卷、以為悟入之階、有山田二千畝、以給齋粥之費、僧不出戶庭、坐以辨道、此皆燈燈、相統之力也、

とあって、經濟的にも恵まれた情況で日々の活動がなされていたようである。福嚴禪院は宋代に引き続き、金代に於いても比較的規模の大きな寺院として活動していたのである。

元代の情況 福嚴禪院には元代の碑刻もあってその情況を知ることができる。その一つ至元二年（一三三六）の「福嚴院重修法藏記」には

惟有所謂法藏者、置大藏經之閣也、歷世代之綿遠、緣風雨之摧剝、以致梁楹腐朽、棟宇撓折、將恐有就毀之患焉、元統乙亥、講經律論弘義大師住持講主秀公、一旦欲補葺而更新之、僧衆復從而樂翼之、……檀越聞之者、爭施其財、經始於是年之春、比迨夏而告成焉、……僧通□、獨捐己財、造方匣幾七百箇、盛聖經余五千卷、其嚴整也、無風雨之捐、其緻密也、無虫鼠之傷、

とあって、元統乙亥（一三三五）には痛みの激しい藏經閣を修築し、方匣七百余を作つて經典を納め、その保存状態をよくした。修築などの事業に関する記事はこの一事だけで、ほかに寺院の存亡に関わる事柄が記されていなことから、先に取り上げた「泰和碑」の立石から百三十年間、寺院としての日常活動が続けられていたことがうかがい知られる。このように福嚴禪院は、宋の太平興國三年に青蓮寺に与えられた賜額を掲げて以来、金代そ

して元代へとその活動が継承されてきたのである。

第二節 碑刻の題記

ここで取り上げた金代及び元代の碑刻や鐘識の題記には、それぞれの事業に参与した民衆や僧の名が多数見られる。そこで以下にそれを示し一考を加えたい。幸いに「福嚴禪院重修仏殿之記」「福嚴院重修法藏記」は『山西碑碣』に、「硖石山福嚴禪院創建鐘樓台基記」は『北京圖書館藏中国歷代石刻拓本叢編』に、「大金沢州硖石山福嚴禪院記（泰和碑）」は両者に拓影が掲載されていて、その形式を知ることができる。記載の形態によつて確認できる事柄があるので、その体裁に従うことにする。なお「鐘識」の形態については、『山右石刻叢編』に「鐘八面、高一尺五寸、広一尺八寸、每面十行、行十二三字不等」とあるだけなので、記載面ごとに記す。

【福嚴禪院鐘識 題記】

管内都綱沙門善詒 儒林郎晉城県簿尉陳師顏 朝奉大夫行晉城県令鄭崇 承事郎軍事判官薛懷祖 明威將軍同知軍事州事□□蓋□里 中散大夫沢州刺史兼知軍事曹充
(第三面)

檀越 高都景德寺僧普灯 普存 普宣 宗宝 宗信 宗璫 宗才 洪照 妙果院尼清海 母董 善寶 鋪頭李惠通 山頭社崔宝 郭壁社母党 男小五 姪母党 母悟 柳泉社郭秀妻陳氏 積善村王珎 梧桐村牛進牛閨為亡僧福完 端氏縣孔壁村女弟子李冲靖 晉城縣王穀妻崔氏男念一 在州崔義妻孫氏男暉妻劉氏 田莘妻張氏男念一妻楊氏
(第四面)

維那 法輪院主僧定澄 定卞 定朗 端氏縣円寂院僧円溶 宝積院主尼超宣 水北村趙溫男趙衍等 南霍秀

刑法正 侯家莊張善寶 孔亭南村吳志 孟家莊焦法善 山頭社楊淨法弟淨教 周村范維妻賈氏 高平縣陳壩
村李元 (第五面)

緯州曲沃縣金火大鑑 文千男 文從善 文広成 文世昌 道僧孫文道仙 小鑑 王通 李用 吳清 劉寶

匠人任通 王榮 王政 連忠施行瓦鐘樓匠人李寔 李璋 奉為追薦亡父李濟 (第六面)

法眷 青蓮寺主僧寶寧 福清 宝通 宝遇 維摩院僧法璿 院主僧智岸 青蓮廨院主僧崇信 地藏院主僧崇

宝 净土院僧智遇 禅林院主僧惠円 (第七面)

知庫僧寶忠 副院僧寶誠 院主僧福裕 副會首僧惠宗 都會首講論伝法沙門惠珍 尚莊僧洪澄 善瑞 本院

小師寶詮 宝順 宝安 宝慶 (第八面)

【破石山福嚴院重修仏殿之記】

題記】

大金大定四年九月二十五日修造主住持院事僧 福裕

師兄 惠杲 師弟福濤 講經論惠珍 小師寶誠 宝忠 宝說 宝順 宝慶 宝寧 宝寔

師姪 宝詮 宝安 宝詳 宝寂 師孫 洪恩 堂衆講經論 道晏 洪澄 善瑞

法眷 青蓮寺主 宝寧 青蓮解院主崇信 維摩院主 法璿 地藏院主 崇宝

陵川縣古賢谷禪林院主 惠円 靈感院僧 文炳 宝應山聖感院主 水西社□利院

高平縣淨福院主 法潛 竜泉院主 惠真 羊頭山清化寺主 淨善

施主 郭壁社母競 母党 母泣 評事張琦 朱善 北霍秀 李全 張益

劉家郊劉順 劉遇 劉全 水東李寔 鋪頭社李 惠通

金村河東社李侁 李彥 上莊社李忠 王權 蘇和 白羊泉樊周 李榮

水西石忠

常翼

【硖石山福嚴院創建鐘樓台基記 題記】

刊字李順弟小九 小十

寶積院主尼超宣 州中廂徐法榮并妻郭法慤

建福上社 張寔 李秉 東谷 秦二婆王氏

胡村靳祐 東嶺 李開 張德 李遇 段立 張永

本院僧衆 宝順 宝安 宝祥 宝寂 宝寔 洪恩

典座僧寶慶 庫頭僧寶宣

副院僧寶忠 院主僧寶誠

同助緣僧寶詮 前院主福裕

同勸緣講經論沙門惠珍

都會首功德主沙門惠果

故迪功郎男鄉貢進士韓宗愈書

時大定七年歲次丁亥四月戊辰朔二十五日壬辰 立石

砌造匠人 劉仲 男小二 劉小大 李小九 李順 刊

【大金沢州硖石山福嚴禪院記 題記】

泰和六年正月十日住持沙門寶賢立石 副院沙門宝安 法眷青蓮寺主僧洪湛

【福嚴院重修法藏記】

知庫沙門宝定 尊宿沙門宝順 典座沙門洪涓

府城社李臯刊

大元至元二年歲在柔兆困敦清和望日功緣主沙門僧通□立石

贊成僧衆 師叔 善順 善俊 善福 善從 善喜 善才 善朗 善裕 善忠 通浩 通遇 通贊

院主通□ 副寺通霑 通恩／

師弟 通千 通彥 通湛 通詮 通昌 通琛 通讚 通儒 通連 通選 通証 通會

通鑑 通知 通良 通昶／

通斌 通英 通賦 通威 通高 通昉 通雄 通賢 師姪 妙誠 妙敬 妙方

妙果 然僧 主兒果僧 錦僧／

福嚴院廊下寺院 青蓮禪院 青蓮下院 净隱寺 石虎寺 広利院 在城開元寺 南閔勝因寺 金村顯慶院

高平縣淨福院 竜泉院 羊頭山清化寺／

陵川縣古賢谷禪林院 宝應山聖感院 河內縣下某城天聖院 施主僧善広施中統鈔伍伯貫

焦善祐施中統鈔肆伯貫／

敦武校尉晉寧路晉城縣達魯花赤兼管本縣諸軍奧魯勸農事李蘭奚施鈔伍拾貫

奉議大夫晉寧路沢州知州兼管本州諸軍奧魯勸農事翟光祖施鈔壹伯貫

奉議大夫晉寧路沢州達魯花赤兼管本州諸軍奧魯勸農事忽都魯海牙施鈔壹伯貫

中奉大夫察罕腦兒等處宣慰使都元帥何淵施中統鈔壹伯貫

施主の住所　大定初の三種の題記に施主の住所としてみえる村・社・庄の多くは福厳禪院の所在地である鳳台県内の郷鎮であるが、端氏県・晋城県・高平県など近隣の県もみえ、さらには緯州曲沃県（侯馬市の東）にも及んでおり、福嚴禪院を中心とした信仰活動が広範であったことをうかがわせる。

福嚴禪院僧　大定三年の「鐘識」において第八面に記されている智庫僧から本院小師までの十一名、大定七年の「創建鐘樓台基記」に記される本院僧衆から都會首功德主沙門惠果までの十四名が当該寺院である福嚴禪院の僧とみられ、大定四年の「重修仏殿之記」においても、師兄・師弟などとしてそのほとんどの名が記されている。これを整理してみると、

三種ともに見える僧 八名　　いづれか二種に見える僧 七名　　一種のみに見える僧 六名

となつて合わせると二十一名であり、院内での立場には変化があるが、これが当時福嚴禪院に住していた僧の数とみてよからう。つまり当時の福嚴禪院は住僧の数として二十数名の規模であったとみられる。さらにこの三種の題記において本院小師・師姪・本院僧衆として名が見える宝安・宝順が、四十三年後の「泰和碑」にもそれぞれ副院沙門・知庫沙門として名を連ねており、住僧の面からも福嚴禪院の継続した活動がうかがえる。また、元代の「福嚴院重修法藏記」（至元二年）には賛成僧衆として善・通・妙の文字を排行とした四十余名の僧がみえている。大定初期に比べるとおよそ二倍である。

関係寺院　題記には民衆や僧の名とともに寺院の名もみえている。特に「破石山福嚴禪院鐘識」「福嚴禪院重修仏殿之記」「福嚴院重修法藏記」には多数の寺院名がみられる。いうまでもなく題記に名がみえることは、その深浅の度合いはあるにしろ当該寺院との間に繋がりがあつたことを示すものであり、寺院間の連繫を知るには重要な

史料となる。次にそれについてみると、

大定初期の三種の題記をみると、当該寺院である福厳禪院以外に全部で二十四、重複するもの六を除いても十八の寺院名が見える。その中には後にみる高都景德寺・法輪禪院・陵川県古賢谷禪林院といった宋代賜額の寺院があり、これらの寺院間で往来のあつたことを知らしめる。なかでも陵川県古賢谷禪林院は題記に名を連ねるだけなく、「鐘識」と「重修仏殿之記」を撰した聞悟の住する寺院であり、また聞悟自身が「法親」と称することからもその関係は密接なものと思われる。

また「鐘識」と「重修仏殿之記」に「青蓮寺主僧 宝寧 福清 宝通 宝遇」（「重修仏殿之記」は宝寧のみ）「青蓮禪院主僧 崇信」として青蓮寺及び青蓮禪院の名がみえている。青蓮禪院も青蓮寺に付属する殿宇であろう。この「青蓮」の名は「泰和碑」にも「青蓮寺主僧 洪湛」とあり、「福嚴院重修法藏記」（至元二年）にも「青蓮解院」「青蓮下院」とあって、元代まで続いている。先にみたように福嚴禪院は宋の太平興国三年に青蓮寺に下賜された寺号である。一般的には寺号が下賜されると寺院の名を変更するのであるが、「福嚴院安知止題名」（元豐八年）に「游峽石山福嚴院……南縱百余步訪青蓮院」とあるように、青蓮寺は賜額後も福嚴禪院とは百余歩を隔てた別の寺院としてそのまま存続しているのである。⁽¹⁷⁾これは太平興国三年の賜額によつて青蓮寺の一部を独立させて福嚴禪院としたものと考へられる。⁽¹⁸⁾或いは「青蓮寺上方院銘」にみられた上下両院を分けたものであろうか。いずれにしても福嚴禪院と青蓮寺・青蓮禪院とは元来一寺院であつたから、相互の関係が密接であつたことは容易に察知できる。

今一つ興味深いのは、「福嚴禪院重修仏殿之記」（大定四年）の記載形式でわかるように、当該寺院である福嚴禪

院と密接な関係にあつた青蓮寺・青蓮禪院・陵川県古賢谷禪林院と維摩院・地藏院・靈感院・聖感院・□利院・淨福院・龍泉院・清化寺の十一寺院が「法眷」という範疇に置かれていることである。前年の「鐘識」においても「法眷」の語がみられ、そのもとに六寺院、うち五寺院とそのもとに見える僧名が「福嚴禪院重修仏殿之記」にもみられるから、同じ事柄を意味するものとみてよい。「法眷」とは、無着道忠の『禪林象器箋』第六類 呼称門によれば

法中眷属曰法眷、或同辨道者、總名法眷、

と、同法の眷属をあらわす言葉で、兄弟弟子など法門の一統をいう。宋金代の碑文にも多くみられ、その意味ではここに「法眷」とするのは、名の記される僧が兄弟弟子であることを示すものであつて、彼らが住している寺院としてその名があげられているものと解せられる。しかし「重修仏殿之記」にみえる十一寺院のうち二寺院には僧名が記されていない。後述のように、大定十三年の「慈雲院碑」には「法眷院」という表現のもとに寺院名と僧名が記されており、元初の「大陽資聖寺記」では碧落治平院・沢州浴室院を指して法眷とし、また至正九年（一三四九）の「大元重修開福寺記」にみられるように「法眷」が関係寺院・配下の寺院というような寺院組織の意味で使われることもあつた。或いはここで使われている「法眷」も、このような意味を持つていたとも考えられる。いずれにしても大定初期の福嚴禪院においては、多くの寺院との結びつきがみられ、そこには從来の繫がりや僧の法統を基盤とした寺院組織ができていたようである。

このような福嚴禪院における寺院の連繫は元代においてもみられる。「福嚴院重修法藏記」（至元二年）の題記には、その形態からわかるように、福嚴院廊下寺院⁽¹⁹⁾といふ範疇が設けられ、僧名を伴わない十四の寺院があげられ

ている。まさに寺院の組織である。そこには「福厳禪院重修仏殿之記」（大定四年）にみられる十一寺院のうち五寺院が含まれており、これらの寺院を中心とした連繫が金代から元代へと継承されているのである。

以上、碑文の記事によつて福厳禪院の元代までの動向がおおよそ把握できた。この中で宋代以後の事柄として目を引くのは、寺院の繋がりの変化である。つまり、宋代では淨影寺と南閻觀音堂とのものしかみられないが、金代になると大幅に増加し、それが元代へと継承されていることである。これは福嚴禪院だけにみられることがであろうか。そこで次に、この点に留意しながら他の寺院の情況をみてみよう。なお、便宜的に宋代と金代に分け、継続して情況のわかるものは前代にまとめることにする。

第二章 その他の山西寺院

第一節 宋代の寺院

まず宋代の寺院について、碑刻の記事によつてそれぞれの情況をまとめてみた。

【禪林院】（陵川県古賢谷） 北齊の天保二年（五五二）にこの地に伽藍が建てられ、北周・隋を経て景淨寺と名付けられ、高僧^(ママ)惠遠・靈璣が相繼いでここに住した。貞觀三年（六二九）熟田五十頃を賜り常住とした。その後、宋の太平興國三年（九七八）に至つて禪林院の名を賜わつた。また金の正隆元年（一一五六）冬から弥勒殿の修復に取りかかり、翌年秋に完成した。この事業は、弥勒殿の重修を願う聞悟が発願し、寺主の惠円が統括する形で始められた。着手の前年、貞元三年（一一五五）冬、聞悟は龍花邑という民衆三十余人からなる信仰集団を組織し、自ら

の淨財を出すほか、この団体を中心に広く教化して材用を募った（「大金沢州陵川県古賢谷禪林院重修弥勒殿記」⁽²⁰⁾）本稿末「史料碑文一覧」（以下、「一覧」と略す）。北齊の天保二年の創建、唐代初期に田を賜り、宋の太平興国三年に禪林院の名を賜るというように、福嚴禪院とほぼ同じ歴史を持ち、「破石山福嚴院重修仏殿之記」に法眷として寺主恵円とともに名のみえる寺院である。なお聞悟は、先にみたように福嚴禪院の「破石山福嚴院鑑識」と「破石山福嚴院重修仏殿之記」を撰した僧であり、自らも信仰集団を組織するなど、地域社会の信仰活動の指導者の立場にあつたとみられる。「千峯禪院碑」（一覧²）にも「禪林論僧聞悟模勒」とその名がみえている。

【興化寺】（解州）唐の乾寧中（八九四～八九八）、妙覺の寺号を賜り、後漢を経て宋の太平興國二年（九七七）に今⁽²¹⁾の寺名となつた。その後一時荒廃したが、慶曆中（一〇四一～四八）に僧の普真がこの地に至り、庵をその側に営んだことによつて活氣を取り戻し、郷人の協力で殿閣廊宇などの創修が続けられた（「解州解縣靜林山興化寺新修虛舍那佛大殿記」一覧³）。また嘉祐三年（一〇五八）の「興化寺牒」（一覧⁴）があつて十方住持院となつたことが知られる。

【法輪禪院】（鳳台県）創建時期はわからないが、もとは靈巖院といつた。隋の大業中（六〇五～一七）には慧觀頭陀が終南山より來たつて住し、また天福五年（九四〇）には省常禪師が修復をした。太平興國三年に法輪禪院の額を賜つてからは、慶曆年間に堂宇四十余間を修繕。金朝治下となつても損なうところはなく、かえつて施田などを受け、また大定二十九年（一一八九）に建てた慈氏閣が暴雨によつて壊れたがすぐに修復するなど、経済的にも安定した寺院活動が続けられていた（「大金沢州松嶺禪院記」一覧⁵）。元の至順三年（一三三二）の「法輪禪院重修善法堂記」（一覧⁶）もあつて、元代にも繼承されている寺院である。⁽²³⁾

【宝雲寺】（長治県）この寺も創建はわからないが、もと華嚴禪院といい、唐の乾符年間（八七四～九）に明恵大師法諱文挙、天祐年間（九〇四～七）には如憲がここに住したことがみえる。宋代になつて太平興國三年に宝雲寺の額を下賜され、藏額が寺主となつて門人徒弟の守澄等十九人を度した。その後、景德二年（一〇〇五）には邑首郭善緒・王善鳩等百余人が嗣に詣たり紙墨の価を納め四大部尊經を購入する活動がみられる。これは大藏經の颁布を示すものとして興味深い。次いで大中祥符七年（一〇一四）には邑衆によつて僧堂一座が建造された（「上欠」党県潛龍山宝雲寺」一覽⁷）。金代には天会年間から皇統元年にかけて仏殿が創建され、また施田を受けるなど、経済的にも安定した情況でその後も繼承されている（「潛龍山宝雲□新建仏殿記」一覽⁸）。また大定二十五年の「宝雲寺碣」（一覽⁹）もみられる。²⁴⁾

【海会寺】（沢州陽城県）宋代の碑刻としては、賜額の牒文を錄する「龍泉禪院田土壁記」（一覽¹⁰）一種をみるだけで來歴については触れられていないが、前身である龍泉禪院に関するものとして、後周の「大周沢州陽城県龍泉禪院記」⁽²⁵⁾（一覽¹¹）があり、そこには唐の乾寧元年（八九四）に勅額を受けたとある。また「大金沢州陽城県海会禪院重修法堂記」（一覽¹²）によれば、金の大定十年（一二七〇）には住僧祐公上人によつて法堂・庫屋・僧堂などの諸屋宇が重修されており、金代に繼承されていた寺院である。祐公上人は下仏村の人で俗姓は馬、法名を宗祐、字を吉老といい、この時六十二歳、幼年より海会院で受業していた僧である（同碑）。

【景德寺】（鳳台県高都鎮）寺記がないので情況はわからないが、賜額の牒文（一覽¹³）は金の泰和八年（一二〇八）立石であるから、それまで繼承されていたことがわかる。「福嚴禪院鐘識」に名のみえる寺院である。

【資聖寺】（沢州陽城県大陽村）宋代の碑刻としてみられるのは牒文（一覽¹⁴）だけであるが、後代のものとして癸卯

年（元初一二四三）の「大陽資聖寺記」（一覽15）がある。それによれば、北齊天保四年（五五三）に永運寺と号し、宋の天禧四年（一〇二〇）に資聖寺の名を賜った。ただ貧しい寺であったので常住するものも稀で、金末の兵乱時には廃屋同然となつた。しかしその後、里人らの協力で殿宇寮舎を修復し、また大陽社の宋阿李なるものから土地一頃五十余畝の施設を受けて、寺院としての活動が出来るようになったといふ。寺院の連繫については
与碧落治平院・沢州浴室院皆法眷也

と、碧落治平院・沢州浴室院ともに「法眷」であるといふ。碑文は元初に記されたものであるが、ここにある碧落治平院は後にみる治平院で、そこには崇寧五年（一一〇六）頃のこととして、治平院の僧の法統を引く永慶が資聖寺に住すとあるから、宋代崇寧年間には住僧の往来による結びつきのあつたことがわかる。ここにいう「法眷」も福嚴禪院の場合と同様に、僧の関係を示す意味から寺院の関係を示す意味へと拡大されたものとみられる。またこの碑文には

本県（晋城鳳）境内寺院二十一区、大金貞祐甲戌至甲午、存者十之三四、
周囲二百六十三歩、屋宇二十八間、共一百二十椽、

と、寺の規模や地域の寺院数が具体的に記されていて参考になる。

【慈相寺】（平遙縣冀郭村）創建はわからぬが、唐の肅宗（在位七五六～七六二）の時以来、寺額を設け聖俱寺といい、宋の皇祐年間（一〇四九～五四）に改めて慈相の額を賜わつた。金の天会年間（一一二三～三五）には、僧の宝量・仲英等によつて塔や法堂が建てられ、また大定十五年（一一七五）から明昌元年（一一九〇）にかけての十五年間に、先師の行状を記した数種の碑が立てられた。この間に寺のかたわらを流れる麓台河の治水工事も行つた。ま

た遠隔地にある別業数百畝を治めるために屋宇數十間を構え、耕作人を傭してこれにあたらせるなど、金代では「營治田業、戸甲三州」といわれるほど経済的基盤をもつた寺院となつた。これは住僧宝量の力によるところであるという。(「汾州平遙縣慈相寺修造記」一覽16 「平遙縣冀郭村慈相寺僧衆塔記銘」一覽17) この宝量は

(宝量) 爾時復於侯冀妙法寺住持、以師之受業□所也、(「慈相寺僧衆塔記銘」)

とあるように受業した寺である侯冀の妙法寺に住持として復した。ここに金代の僧の動向の一端がうかがえる。僧が受業した寺に復すというのも寺院間の結びつきを示すものである。

【真如院】(潞州潞城県金粟山南垂村) 唐の咸亨三年(六七二)、福仙院として創建され、三百九十余年を経た宋の治平元年(一〇六四)、改めて名額を賜つた。碑文の題記にも名のみえる住持僧繼深ほか邑人五十余人によつてなされた仏殿の重修、三門・行廊の創建、釈迦仏の作造、梵鐘の铸造は、名額下賜を期として行われたものであろう(「潞州潞城県金粟山南垂村真如院重修仏殿功德記」一覽18)。同碑に牒文もみられる。

【鹿苑寺】(洪洞県) 創建を示す記事はみえないが、天禧年間(一〇一七~二一)に勅を奉じて存留し、宝勝を号としたといふから、その時にはすでに存留を認められる寺院であつたとみられる。そして賜額牒でわかるように治平二年(一〇六五)に鹿苑寺の額を賜つた。⁽²⁶⁾牒文も載せられる「鹿苑寺記」(一覽19)は「嘗大金天会五年五月日本寺講經沙門永因述」とあって、寺記の部分は金の天会五年(一一二七)五月に記されたものであるから、そこにみえる「迄今鄉閭靡不蒙」とはこの時までということになり、金代への継続を示している。

【寿聖禪院】(沢州陽城県) 後唐の創建で福慶院と称し、宋代になつて当郡開元寺泗州院僧徒本が来てからは、久しく泗州院と称した。真宗(在位九九七~一〇二二)の時、天下の無額の院舎を毀除するという政策に伏し棄廃した

が、天禧年間（一〇一七～二二）に、澄・江二上人によつて福地を再興し真筵を重建し、治平四年（一〇六七）に寿聖の寺号を賜つたのである（「（上欠）陵壽聖禪院記」一覽20）。事情はわからないが、開元寺泗州院との間に連繫があつたと思われる。

【治平寺】（太原府陽曲県）もとは雲谿といい、詔によつて「治平」を寺名とした。かつて道人隣公がここに居し、その没後数十年間は嗣ぐもののがなく廃墟となつていたところを義永という僧が復興したとあるが、それがいつのことかは記されておらず、またその来歴も明らかではない（「西山治平寺莊帳記」⁽²⁷⁾一覽21）。

【治平院】（鳳台県）治平中（一〇六四～六七）、勅によつて治平を院号とした寺院であるが、碑文の前半部分に欠字が多くその来歴はわからない。ただこの寺記（「重建治平院記」一覽22）を撰したのは資聖寺講經論沙門永慶であり、彼については「永慶、実法眷普俊之裔、住大陽村資聖寺」とあって、僧を介して大陽村資聖寺と結びつきのあつたことが知られる。大陽村資聖寺については先にみた通りである。

【寿聖寺】（解州芮城県太安村）従来仏廟はあつたが、寺額も無く荒廃していた。治平四年（一〇六七）春正月に、諸處の名額なき寺院で僧人の修蓋すること三十間に及ぶ者は勅に准じて存留し寺額を乞うことができたが、かなわなかつた。それが、その年に自懷という僧が来て、名額を取得しようと里中の好仏の人々と力をあわせて三十余間の堂屋を完成し、二年後の熙寧二年（一〇六九）に届け出て名額を請い、翌年三月に寿聖の寺額を賜つた（「大宋解州芮城縣太安壽聖寺額記」一覽23）。つまり熙寧二年に勅額下賜の条件を満たす堂屋が完成するまでは、荒廃した寺院だったのである。ただ、勅額を下賜されて以後は、元豐二年（一〇七九）に法堂、元符三年（一一〇〇）に靈鐘を完成させ、姚氏一族に護持された寺院として金代に繼承されていった（「解州芮城縣壽聖寺鐘樓銘」⁽²⁸⁾一覽24）。なお自

懷については

自懷之來居、至於此三十年矣、……受業本県彰教院、乃惠勤大師之徒弟也、（壽聖寺額記）

とあって、彰教院惠勤大師の徒弟であり、そのもとを離れこの寺に来て三十年という。また題記には

河中府臨晉縣彰教惠勤師院住持講經律論伝戒賜紫沙門惠勤 修造功德主僧住持沙門自懷立石（壽聖寺額記）

と、立石者として師弟が名を連ねている。このような徒弟関係が寺院間の結びつきの基礎になつてゐると思われる。

第二節 金代の寺院

前節でみた宋代の寺院のほとんどが金代にも継続しているが、ここではそれ以外の寺院についてみるとす。なお、後に述べるが金代では時に勅額が発売された。扱う記事に名額発売とあるのはその意味である。

【龍巖寺】（陵川県） 北齊から唐を経た歴史を有するが一旦廃れ、のち金の天会九年（一一三一）に、この碑文の撰者趙安上の祖父趙卿および叔父の礼が施田し、常祐等十二人と寺院を修築した。その後、名額発売の勅に対しても詔請靈泉山聖咸院僧普懿、師俗姓秦氏、乃本村秦範之子、自捨俗棄家、落髮之後、經論明悟、才識高遠、善誘化人、真法界之傑出也、方議承買、……復以師為化縁首、糾衆善友、得維那二十有八人、衆議僉同、請吉祥北院僧惠通為副院、及本郡洪福院沙門僧智遠住持是寺、⁽²⁹⁾

と、本村出身の靈泉山聖咸院僧普懿が中心となり維那二十八人と合議して、吉祥北院僧惠通に本院の副院を、そして本郡洪福院沙門智遠に住持せんことを願つた（「龍巖寺記」一覽25）。ここに龍巖寺が勅額を取得するにあたつ

て、靈泉山聖咸院、吉祥北院、洪福院の僧の協力、或いは寺院としての協力のあつたことが知られる。ここにいう吉祥北院は

北吉祥寺、西三十里、唐大歴年建、（『陵川県志』卷七 寺觀）

と見える北吉祥寺と思われるが、聖咸院、洪福院の名はみえない。

【崇慶院】（潞城県） 唐の景雲元年（七一〇）の創建で宋より金に及ぶまで続いていたという。賜額取得の記事はみえないが

至大定間、歲饑月壞、旧物索然、其居多不克完、僧惠朗、會耆艾李貴等、商度之曰、此院久廢、非有道者莫能興、遂率緇素、詣鄉垣縣龍建山慈雲禪院、薰香滌茗、請印公大師住持、師嘉其勤、回飛錫而駐焉、と、大定年間に寺屋を修復するにあたって、鄉垣縣龍建山慈雲禪院の印公大師に崇慶院の住持となるよう請い、印公大師もそれに応じて崇慶院に至つた（『增修雲巖山崇慶院記』一覽26）。また題記にも

慈雲禪院賜紫達理大師惠通篆

とあって、崇慶院と慈雲禪院の間に繋がりのあつたことがわかる。

【広福院】（晉城県） 「広福院尚書礼部牒」（一覽27）に

沢州陽城県海会院僧宗暉状告、晉城県周村社次西有旧下院仏堂一所、自来別無名額、已納錢壹百貫、乞立広福院、勘会是実……

大定三年十一月初六日

とあり、海会院の僧宗暉が晉城県周村社にあるもと下院であつた仏堂に名額を下賜することを状告している。つ

まり以前あつた上院・下院の関係から申請がなされたのである。海会院はその所在地から前節でみた海会寺であろう。また宗暉は、大定十年頃の海会院住持祐公上人、すなわち宗祐と法諱に同じ「宗」をつけているから同門の弟子とみられる。このような僧の繋がりが、既存寺院と新たに名額を取得した寺院との間にあつたようである。

【普照禪院】（晋城県）「普照禪院牒」（一覧28）の状告文に

沢州府□□寺受業僧恵寿状告、□買本州晋城県北巴公村仏堂計壹拾貳間、

とあって、沢州府□□寺受業僧の恵寿が晋城県北巴公村の仏堂に対する賜額を申請している。

【香嚴禪院】（平陽府霍邑県）「香嚴禪院牒」（一覧29）の状告文に

隰州大寧県淨惠禪院僧智江状告、平陽府霍邑県河壁村乞立院名、勘会是実、須合給賜者、

とあるように、隰州大寧県淨惠禪院僧智江が平陽府霍邑県河壁村の村院に名額を下賜することを状告している。

この普照禪院・香嚴禪院の二例も、おそらく広福院のように以前からの繋がりがあつたり、龍巖寺・崇慶院のように要請があつてのことと思われる。このように勅額の取得にあたつて僧を派遣するという寺院間の連絡が活発におこなわれたのである。

【大雲禪院】（解州聞喜県）牒文後の寺記（「大雲禪院碑」一覧30）に

……解州聞喜縣之西北陰神栢有古仏堂廨院一所、昔於正隆年間、絳州正平県正覺寺僧法円者、其人碧苾芻草、以嚴身芬陀利花悅其意、鄉人仰其德重、請住茲藍、修完纔備、然旧無名額、至大定改元壬□歳、方遇朝廷頒行祠部、特賜名額、仍勒自來修造有力檀那、主首法円□化到邑人、各損資財、同營福地、親詣本縣、勅牒一道、題之特賜大雲禪院、法円、大定十二年九月十五日、捨施与永寧寺、永為常住下院、輪還住持、現住持僧

永俊、

とある。すなわち正隆年間（一一五六～六一）には古仏堂解院であつた大雲禪院に、絳州正平県正覚寺の僧法円が郷人に請われて住持となり、名額発売に際してその中心となつて取得に努め、それを得た。ここでも大雲禪院と絳州正平県正覚寺との関係がみられる。それが九年後の大定十二年（一一七二）九月十五日には、これを永寧寺に与えて常住下院と為し、その配下に入つて永寧寺から住持を仰ぐこととなつたのである。そして題記には

大定十三年七月二十八日現住持沙門僧永俊立石

永寧寺受業僧永信 永俊 永仁 永和 永修 永倫 永仙

上院前住持習律沙門定登 重行道僧

現住持沙門定志 解魄僧

伝大乘戒講經律論沙門定因

伝大乘戒講經律論沙門法順

大定三年合山僧三百

とあつて、大定十三年七月二十八日にこの碑を立てた現住持永俊の名が、永寧寺受業僧にも見えることから、早々に永寧寺受業僧の一人が派遣されたものとみられる。これによつて、村落の仏堂が名額の発売に応じてそれを取得し、その後、他寺院の下院となつて受業僧が派遣されるというような関係になつていつたことが知られる。寺院がグループ化していく状況を示すものである。また題記に「上院」とあるのは、大雲禪院が下院となつた永寧寺をいうのであらうか。

【慈雲院】（臨泉県小上谷村） 慈雲院は、寺記（「慈雲院碑」一覧31）の冒頭にある牒文によつて知られるように、大定三年十二月に勅額を得た仏堂であり、寺記にはその取得に尽力した僧顥京の事績が記されている。すなわち、

（顥京）先出家於石州天寧寺、礼法義為師、義以法乳兄法理辨道尊宿行門無倦、丞慶寿寺請、住持浴室院兼主大藏。……臨泉県小上谷村、号雲家山、有古仏堂一所、當天会七八年間、干戈未定、盜賊充斥、屯軍把截、焚毀殆盡、顥京於時尚為淨人、誘化善士、重興仏堂、落髮受具之後、復修精舍、鑄洪鐘、印藏經、度弟子善登、買墳地、彫円覺上生金剛般若法華戒經等板、並資常住、……一日朝廷有旨、許天下寺院得以進納、遂其素志、

とあるように、顥京は石州天寧寺に出家した後、以前に再興した臨泉県小上谷村の仏堂の整備を行ふとともに、墳地を買い、円覺上生金剛般若法華戒經等の経板を彫して、仏堂を維持するための資金確保に努めた。そして名額発売の旨に応じて勅額を取得したのである。

ところでこの寺記には、次のような題記が付されていて多数の寺院の名がみられる。

淨覺老人趙為記

住持管勾院事門人僧善登立石

本州上院慶寿寺掌經藏浴室院前都綱尊宿僧 法理

住持脩経閻門人僧 真頤 真善

前住持丞買院額僧 顥京 顥能 門人僧善登 善澄 善慶

師孫 宗教 宗炤 宗智 宗宣 宗性 慈心 慈周 慈淵 慈贊 慈輝

前住持臨泉県普化院没故先師和尚法義
門人僧顯遠
顯才
顯祥
顯珪
普充
普輝
普現
普中

法眷院平夷県寿峯院僧真惠
門人善遵
善遷

円明禪院僧 真遠 方山県福昌院僧 真辯 真喜

鄉官丞奉郎行晉寧軍吳堡塞飛騎尉賜紺魚袋楊庭筠

丞信校尉行臨泉縣主簿兼縣尉韓瓛

朝列大夫行臨泉廩令騎都尉太原縣開國男食邑三伯戶賜紫金魚袋王充

儒林郎石州軍事判官武騎尉賜紺魚袋范時可

中議大夫同知石州軍事上騎都尉弘農縣開國子食邑五伯戶賜紫金魚袋榷州楊侯

定胡縣香巖禪院僧
真巖 洪濟院僧
善林

本州天寧萬寿禪寺僧法閻 法濶 法章 法広 法德 法演 法順

太平禪院前都綱講經論伝戒沙門法益

管內都綱知教門事 秋喜庸

文水縣孝義村趙時穩書

ここにみえる寺院の中で、本州天寧萬寿禪寺は顯京が出家した寺院、また本州上院慶寿寺は「掌經藏浴室院前都
綱尊宿僧 法理」とあるように、法義が法乳兄とする法理が住する寺院であつて、ともに顯京とのつながりが認められる。なかでも「本州上院慶寿寺」とあるように慶寿寺に上院の語が付されているのは、他の寺院と立場に相違のあつたことを示すものであろう。この上院という表現は先述の「大雲禪院碑」にもみられ、それと同様に

解すれば慶寿寺は慈雲院の上院、つまり慈雲院は慶寿寺の下院ということになる。また上院とは別に「法眷院」という語がある。題記の形式はわからないが、この「法眷院」が固有の寺院名でないことは「法眷院平夷県寿峯院」とあることから容易に了解できる。第一章第二節で取り上げた福厳禪院関係碑文の題記の形式を参考にすれば、これは統く円明禪院・方山縣福昌院を含む三寺院を示すものと考えられる。それぞれの僧名をみても慈雲院の住持・前住持の門人と同様に「真」或いは「善」を法諱に用いており、同一法門の僧のようである。ただ法諱の面からみれば定古縣香嚴禪院僧真嚴・洪濟院僧善霖も同様と思われるが、記載されている場所からみると扱いはやや異なるようである。

このように関係の違いはあるものの、大定十三年の「慈雲院碑」には九寺院との連繫が認められるのである。そしてこの連繫が元代にも繼承されていることは、「通玄大師珏公紀行之碑」（一覽32）によつて知られる。

師諱惠珏、姓石氏、嵐州樓煩縣番明下社人也、大父諱裕、妣母蘇氏、生金朝、名當世、妙年秀拔、七歲辭家、

禮石州臨泉縣小上谷村大慈雲寺登公首座為師、弱貫試經、早年得度、

通玄大師は、諱を惠珏といい、姓は石氏、嵐州樓煩縣番明下社の人で、金朝に生まれ、七歳のとき石州臨泉縣小上谷村大慈雲寺の登公首座に師事した。大慈雲寺となるが臨泉縣小上谷村という地名が同じであるから、まさにこの慈雲院である。丁未の年（一二四七）に世寿六十二、僧臘五十五で没したというから、金の大定二十六年（一一八六）の生まれであり、明昌四年（一一九三）、碑文にあるように七歳で出家した。従つて師事した登公は先の碑刻にみえる善登ということになる。

さてこの碑刻の題記にも寺院の名がみられる。

太原府西三給奉先院寓止伝法嗣祖沙門徳閑撰並篆額

園通智悟大禪師善慶院伝法嗣祖沙門雲閑徳演書丹（以上碑前）

下院飛虎県白石山講經沙門弘達

法眷 徳滿大禪師普化院嗣祖沙門玄懿 崇國大禪師正寛院嗣祖沙門文濟 講經沙門無為大師玄珍 香嚴院伝

戒沙門明現

慈雲院門人 玄起 玄秀 玄鑒 玄開 玄偉 玄英 玄政 玄貴 玄信 玄照 玄安 師孫義□

昔大元国至元二十二年七月日妙嚴大師臨州僧正慈惠立石（以上碑後）

とあって、先の大定十三年の碑刻と比較すると、前碑にみえる九寺院のうち普化院と香嚴禪院を除く七寺院（慶寿寺・平夷県寿峯院・円明禪院・方山県福昌院・洪濟院・天寧萬壽禪寺・太平禪院）の名が消え、新たなものとして三寺院（奉先院・善慶院・正覚院）の名がみえる。

この中で『臨県志』⁽³⁰⁾十六によつて確認できる寺院は

善慶寺、県治南三十里府底村、隨開皇間建、

普化寺、城内賢良坊閔帝廟東、金皇統二年建、

正覺寺、県治西五十里小塲則村、金太（泰？）和三年建、或漢時建、

の三寺である。また「上院」「法眷院」という表現はなく、「法眷」として三院四僧の名が記されており、そこには先碑にあつた普化院・香嚴禪院の名がみえている。連繫の形態は変化したようであるが、慈雲寺と両院とのそれは継続されていたことがわかる。さらにこれらとは別に「下院飛虎県白石山講經論沙門弘達」との記載があつ

て下院の存在が知られる。また本碑文のなかで慈雲寺の状況を述べて次のようにいう。

有下院數十処、皆有土產額号、

すなわち慈雲寺は寺額・寺産を持つ下院數十処を有していたのである。題記に下院とあるのはこの「下院數十処」の一つと思われる。

このように慈雲寺にかかる金・元両代の碑刻を通してみると、慈雲寺は金の天会年間にはまだ古仏堂であったが、大定三年に勅額を取得して以後は発展を遂げて、元代には數十処の下院を持つほどになった。そしてそこには多くの寺院との繋がりがあり、連繫形態の変化や寺院の出入りはあつたがその関係は元代に継承されていったことが知られる。

先にみた大雲禪院が勅額を取得したのは大定三年六月二十日、この慈雲院は大定三年十二月で同じ時期である。またともに最初は古仏堂であった。さらに大雲禪院の碑刻は大定十三年七月二十八日の立石、慈雲院の碑文が記されたのは大定十三年十月十五日とこれもまた同じ時期である。前者は大定十二年九月十五日に永寧寺の常住下院となり、その後の記録はみられない。後者も先に指摘したように大定十三年には慶寿寺の下院となっていたようであるが、元代に至つて數十処の下院を持つ寺院になったのである。このような違いが生ずるのは何故か。金代以後の寺院史を把握する上で留意しておきたい。

【その他】他に碑刻の記事によつて寺院間の繋がりがうかがえるものとしては、「文悟大師功德幢」（一覽³³）がある。文悟大師が住した寺院は定かでないが、その題記には「助縁建幢師德共列于後」として

襄陵化度院銖公戒師 北梁靈光寺□□伝妙大德□公

楊曲福嚴院遠公□師

本県興化寺觀音□□壇宣教大德復公

□州□□□戒師

□生院□王公戒師

仏殿□□公法師

程曲村大雲禪院□□師

□村昭□院□公法師

□曲院金公法師

本府妙□寺□□院尼文義

（以下の民衆名は省略）

と寺院名を冠した僧の名が多くみえている。

また「大定六年□□丙戌二月朔乙□□□記」とある「浮山寺鐘識」（一覽34）の題記には、多くの施者のなかに次のような寺院名と僧名が見られる。

安公村覺慈院僧彥真

永安院住持僧善德 童行普淨

洪教院僧知果

平定縣天寧院僧妙□

景尚村興國院僧善真

浮山寺院主善閨

清涼寺僧清岩 （以上、当該部分のみ抜粋）

ちなみに宋代の碑刻や鐘識の題記にも、多数の施者の名を記すものはあるが、そこに寺院名が記されたものはほとんど見られない。

一方、地方志の記事では、『光緒山西通志』八九　金石の項に「大定鐘識、大定十年、今在繁峙縣城内文昌閣」として

鐘列各寺主僧、有洪福院・正覺院・聖水院・觀音院・李牛院・真容下院・香巖寺、大概皆宋時所建者、鐘不知為何寺物、

と、梵鐘に七寺院の名があつて、それらは宋代に創建された寺院であるという。このなかで正覺院については『繁峙縣志』⁽³¹⁾二　寺觀、及び雍正『山西通志』一七一　寺觀に

正覺禪院、在滹沱之濱、宋名天王院、宣和間黃冠改為神霄宮、五台真容院僧請復為寺、勅賜今額、
とある。また真容下院はこの記事から五台真容院の下院と思われる。

【玄中寺】今一つ、玄中寺に下院の存在を示す金代以降の碑刻が多数みられることに触れておかなければならぬ。これは道端良秀氏が調査されたもので、克明な報告とともにそれについての考察がなされている。⁽³²⁾それによれば、下院の名が最初に出て来るのは金の泰和四年（一二〇四）重立の「鐵跡勒像碑」の碑陰で、「當時の山門知事名を列記した次に、下院として次の寺院及びその住持名を列挙している」と、以下の十三院があげられている。

元村常樂院住持沙門　元珪　門人淨義　淨達　淨祥　師孫惠潤

在城草亭寺僧　淨悟

広興村化城院僧　淨瑞　小師惠念　惠億　惠佺　惠份　惠仔

橫溝村洪濟院僧　淨德

吳村釈迦院僧　淨淵

南京中牟県圃田福祥院僧 浄堪

北辛塞子村觀音堂僧 净顯

文谷村寿聖寺僧 元瓊 净照

陽渠村永福院僧 德才 文惠 嗣祖沙門淨監

開柵村滿覺院僧 義超 智嚴

在城定惠院僧 智深

譚村広修院僧 智景 智覺 智朝

南京福聖院清惠大師充南京管内都僧錄賜紫沙門 福辛

続いて、その後のものとして

元 至元十五年（一二七八）「円明禪師遺行之碑」陰に二十三院

至元十六年（一二七九）「応州宝林寺住持勝閑大師墓塔銘」に十二寺院

元貞元年（一二九五）「宣授太原路都僧錄安公行碑」陰に二十三院

大徳十一年（一三〇七）「宣授上都路都僧錄寬公法行記」陰に二十一院

至順三年（一三三二）「甘露義壇碑」陰に三十二院

明 洪武七年（一三七四）「當山第十八代谿峯禪師寿塔」に十三院

正統二年（一四三七）「法雲才公德行碑」陰に二院

の下院が報告されている。「鉄弥勒像碑」の碑陰にみえる下院の僧には、法諱に「淨」或いは「智」をつけるもの

が多くみられ、同門の僧であることがわかるが、さらに道端氏によつて、元明代には上院である玄中寺の僧が下院の住持へ、また下院の住持が玄中寺の住持、或いは別の下院の住持へという動きが頻繁にみられることが明らかにされている。おそらく金代においても同様の動きがあつたものと思われる。すなわち玄中寺においては金の泰和四年（一二〇四）に十三の下院があり、そこには同門の僧の繋がりがあつたこと、そしてそれは元の至元十五年（一二七八）になると二十三院に増加し、その後も数の増減はあるものの元一代を通じて認められ、続く明代にも受け継がれていたことが知られるのである。

また先にみた慈雲院の「通玄大師珏公紀行之碑」は、丁未の年（一二四七）に没した通玄大師の行跡を至元二十二年（一二八五）七月に立石したものであるから、そこに記される「有下院數十處」というのは、下院二十三院を記す至元十五年（一二七八）「円明禪師遺行之碑」とほぼ同時期の状況である。よつて元の至元年間（一二六四—一九四）、すなわち世祖の頃には、多数の下院を有する寺院が少なからず存在していたことがうかがえる。

なお道端氏は、玄中寺の元代の碑刻には下院とは別に「院親」や「法親」という語を冠して記載されている寺院のあることも指摘されている。玄中寺に於いても下院以外に寺院関係の深浅を表す言葉が使われているのである。

以上、宋金代そして一部ではあるが元代にも及んで寺院の動向をみてきたが、そこには福嚴禪院だけでなく寺院全般の傾向として、寺院間の連繫が、金代になると宋代に比べて格段に多くみられるようになり、それが元代に繼承されるという情況が見て取れる。そこで次に何故このような情況を生み出してきたのかという点について、特に連繫が顯著になつた金代について考えてみたい。

第三章 寺院の連繫と宗教政策

第一節 寺院の連繫と住持制

先にみてきた金代における寺院の連繫について整理すると、まず、名額の取得に際して既存寺院に住持を請うもの（龍巖寺）、既存寺院の僧が村落の仏堂に名額を下賜することを申請しているもの（広福院・普照禪院・香嚴禪院）がある。この最初の繫がりは「旧下院仏堂」（広福院）とあるような以前の関係によるものや、地元出身の僧（龍巖寺）、居民の要請で住した僧（大雲禪院）を介してのものであつたと思われる。或いは最寄りの寺院ということもあつたであろう。このような場合、広福院の項すでに指摘したが、他にも

及於本朝皇統間、義公（円義）剃度徒衆、以惠為上字、高弟曰鑑、次曰□、次曰清、次曰寂、次曰照、次曰通、次曰仙、……以旧大聖院根因、恭請到勅賜興國寺大額、及有本軍上顏村寶峯院□、惠方居之、古勝城村福祥院者、惠寂居之、鄒縣界北王村清涼院者、惠□居之、……（円義）所度徒弟、悉非常輩、或住持支院、或進德修業、

勅賜名額、謂之太平院、公（百万和尚）与法眷智覺洎法嗣法真等、同居是院、

（「勅賜興國寺碑」一覽35）
（「觀音院碑」一覽36）

とあるように、住持となるのは徒弟や法眷・法嗣など既存寺院のなかで形成されていて同一法門の僧であった。

次に大雲禪院のように名額取得ののち、他寺院の下院となつたものであるが、この場合も上院である永寧寺において同門である受業僧の一人が住持となっている。「輪還住持」とあるから、それ以後も上院の僧が次第して住

持となつたのであらう。このように寺院の結びつきには住僧を介した関係、特に同門の法嗣が住持になるという、いわゆる住持の徒弟制が基盤となつてゐた。ただ、このような徒弟制による住持の選定・継承の方法は金代に始まるものではない。

宋代においては寺院の住持制に二種あり、それによつて寺院の区別もなされてゐた。十方寺院と甲乙徒弟院である。無着道忠の『禪林象器箋』第一類 区界門によれば、十方寺院は

請諸方名宿住持、不拘甲乙、故為十方刹也、

とあり、諸方の名宿に住持を請うときには甲乙徒弟制にはよらないといふものである。また甲乙徒弟院については、一度弟院として

未詳何義、蓋對十方刹為言、則已所度之弟子令住持之、甲乙而伝者、

と、十方寺院に相対する言い方で、得度させた弟子を順序に従つて住持とする師弟相伝の方法を用いる寺院をいう。十方寺院となるには朝廷の許可が必要であり、その格式は甲乙徒弟院より上位に位置づけられた。⁽³⁴⁾ また元代においても後任住持は公によつて決められるものであつた。⁽³⁵⁾ つまり特別な十方寺院以外の寺院は、徒弟制によつて住持が選定されたのである。先に示した宋代の寺院（二章一節）のなかで、十方寺院となつた記事があるのは興化寺だけであるから、山西における住持制はほとんど徒弟制であったとみられる。治平院・大安寿聖寺・興國寺にみえる事柄は住持の徒弟制による寺院の結びつきのあつたことを示すものである。また福嚴禪院（一章一節）や広福院（二章二節）にみられるように上寺・下院の関係も金代以前よりみられる。金代の広福院の情況からみても、そこでの住持は徒弟制によつて選定継承されていたと思われる。このように住僧の往来を基盤とする寺院の

結びつきは宋代にもあつたのである。

ではなぜ金代になつて寺院の結びつきが顯著となつたのか。ここで注目されるのが、金代に賜額を取得した寺院にそれを示す記事が多くみられることがある。そこで次に賜額についてみることにする。

第二節 寺院の連繫と賜額制度

賜額（勅額ともいう）すなわち勅賜名額は朝廷が寺院に与える恩典である。その起源は明確ではないが、五代よりその有無が寺院の存廃に重要な役割を果たすものとなつた。その要因として、後周世宗の仏教肅正策において、賜額をもたない寺院を、それを理由に廃毀する政策がとられたことがあげられる⁽³⁶⁾。したがつてこの政策以後、賜額を所有することで寺院の存続を確実なものにしようとする機運が高まつたものとみられる。その後、宋代及び金代では賜額の制度が宗教行政の一つとして行われたが、両朝ともその一方で、賜額をもたない寺院を廃毀し創建は許可しないという宗教抑制策をほぼ一貫してとつていたので、民衆の間では賜額所有の願望は絶えることなく、また賜額の持つ意味も両代を通じて変わらなかつた。「有元重修西李村洪福禪院碑銘」（一覽⁽³⁷⁾）に

太平興國年、且完猶無額号、迄金大定甲申、勅賜洪福禪院、泰和間鑄石以誌之、院門之盛、不其益哉、

とあるのは、そのような意識を物語るものといえよう。ただ運用の面からみると、両代の賜額には差異があつた。それは金代に於いては時に代価の納入を唯一の条件として実施されたことである。いわゆる発売であり、宋代にはみられなかつた。宋金代の賜額についてはそれぞれ先学によつて詳細に論究されてゐるが⁽³⁸⁾、ここでは両朝の賜額制度の違いを今少し詳しくみるために、先行の成果を参考にしつつ、両者を比較してみよう。

宋代で最初に賜額が行わされたのは、太宗が即位した太平興国（九七六—九八四）の初めであった。『仏祖統紀』（⁽³⁸⁾大正大藏經）四九卷所収）卷四三 太平興国三年三月の条に

賜天下無名寺額、曰太平興国、曰乾明

とあり、太平興国は時の年号、乾明は太宗の誕節の名であるから、その恩澤の付与として下賜されたものと思われる。次いで大中祥符元年（一〇〇八）には、天書降下の記念として行われた。以後、嘉祐七年（一〇六二）には明堂の大赦として、治平四年（一〇六七）には英宗が徽号を受けた記念として、そして崇寧二年（一一〇三）には徽宗の聖寿祈禱として実施された。ただ為政者側の実の目的としては、これによつて寺院を掌握し統制するというものであつた。その意味で勅額下賜の役割が一段落したのか、以後大量の賜額は行われなくなつた。下賜に当たつての条件は時期によつて異なるが、おおよそ屋宇三十間以上を有していることが重要なことであつた。

一方、金代では大定二年（一一六二）から五年にかけて、軍費補填の目的で所定の代価納入を条件として下賜された。この時の代価はおおむね百貫文であつた。ただこの時期の発売には、郷村社会の治世という意味も含んでいたようである。以後しばらくは行われなかつたが、金朝も後半になると、承安二年（一一九七）、泰和六年（一二〇六）、崇慶元年（一二二二）、貞祐三年（一二二五）、興定三年（一二二九）とたびたび実施された。この時の代価の額はわからないが、これらも軍費の調達を目的とした発売である。

このように、宋代の賜額は祝賀の記念や恩赦として一代を通じて実施されたのに対して、金代では賜額を利用した財政策として必要に応じて行われたのである。

また牒文によつてみると、宋代では

沢州奏、准勅分析到所管存留有（衍字？）無名額僧尼寺院共三十二所、内陽城県龍泉禪寺、勅賜海会寺為額、
（沢州奏す、勅に准じて分析し到れる所管の存留せる無名額僧尼寺院は共に三十二所、内、陽城県龍泉禪寺は勅にて海会寺
を賜ひ額と為さん）

（龍泉禪院田土壁記 一覽10）

汾州奏、准勅勘会到下項未有名額係帳存留寺院共八十四所、乞賜勅額、候勅旨、内平陽県西泉村靜觀寺官賜
梵業寺、（梵業寺勅額碑 一覽38）

晋州奏、保明到下項寺係帳、乞叙明堂赦賜名額、候勅旨、洪洞県宝勝寺宜賜鹿苑寺、（鹿苑寺記 一覽19）

と、どの時期の賜額についても、その詔が出されると地方官庁が係帳にある寺院を調査し、条件に合するものを
選定して朝廷に賜額を申請するのであつた。一方、金代では

解州聞喜県神柏莊院僧法円状告、本莊院自來別無名額、已納訖合着錢數、乞立院名、勘会是實、須合給賜者、
（解州聞喜県神柏莊院僧法円状告す、本莊院は自來別に名額なし、已に着すべき錢數を納め訖わり、院名を立てんことを乞
う、勘会したるに是れ實なり、須からくまさに給賜すべき者なり）

（大雲禪院碑 一覽30）

石州臨泉県小上谷村院僧顯京状告、本院自來別無名額、已納訖合着錢、内見錢伍拾伍貫、粟米貳拾捌石伍斗
壹升、准省錢肆拾伍貫、計錢壹百貫文、乞立慈雲院名、勘会是實、須至給賜者、（慈雲院碑 一覽31）

石州定胡縣上招賢村税戸□□寺（等？）状告、本村院自來別無名額、已納訖合着錢、折粟柒拾貳石參斗伍升、
准省錢壹伯貫文、乞立普照禪院名、勘会是實、須合給賜者、（普照禪院牒 一覽28）

と、村落民衆の代表者や村院の僧、或いは先にみたような他寺院の僧が状告し、地方官庁はその条件が満たされ
ていることを確認して朝廷に賜額を申請するのであつた。つまり同様に地方官庁からの申請であつても、宋代で

はあくまでも統治者側による既存寺院の中からの選定であったが、金代では下賜を望む当事者からの申請が許可される形で行われた。兩者ともおおむね申請通り許可されたようである。

次に碑文及び地方志にみえる事柄についてみてみよう。「宋金代賜額寺院表」(本稿末)はそれをまとめたものである。賜額の時期としては、宋代ではほぼ一代を通じてみられ、金代では大定二年から五年の間と承安二年以後にみられるから、先にみた実施時期を碑文や地方志の記事からも裏付けることができる。また下賜の対象としては、各寺院の条で触れたことも含めてみると、宋代ではおおむね從来より寺院として存続していたものであり、牒文より知られる方針と合致する。これに対して金代では、寺院とは言い難い村院・仏堂の類であって、宋代には賜額の対象とはならなかつたものである。これによつて、宋代の賜額は方針通り既存の寺院に対して発給されたものであり、金代のそれは制限のなかつたことがわかる。

このようにみてくると、同じ賜額制度ではあっても宋金両代ではその目的が違うことにより手続きの方法まで異なつてゐる。従つてそれを下賜される側の情況もまた異なつてくるのである。つまり宋代の賜額は從来より存続していた寺院に対するものであつて、それらが有額寺院となつたのであり、寺院そのものが大量に増加したわけではない。これに対して金代では、当事者が希望し必要な代価を準備すれば取得できたのである。その代価もさほど高額ではなかつた。⁽³⁹⁾従つて「宋金代賜額寺院表」の対象寺院の項にみられるような村院・仏堂の類にまで勅額が行きわたることとなり、結果として小規模有額寺院の大幅な増加をもたらしたのである。そしてこれら小規模有額寺院が、地域の既存寺院を中心に從来あつた住僧の徒弟制によつて繋がりを持つことで、寺院間の結びつきが増加したと考えられる。

ここで重要なのは、金代に寺院の連繫が多くみられるようになったのは、既存寺院間のそれが増加したのではなく、有額（公認）寺院そのものの増加によるということ、そしてそれを生じさせたのは財政策として行われた金代の賜額制度であって、寺院の連繫を形成させることを目的としたものではなかつたことである。さらに今一つ、増加した寺院が村落の仏堂の類であることから、その連繫は郷村社会の底辺において拡大されたということである。ここに金代山西の寺院の特徴が見いだせよう。

第三節 元代への展開

金代の寺院の連繫が元代へ継承されていることについてはすでに述べたが、いま少し元代の情況について触れておきたい。

【奉聖寺】（太原県）「奉聖寺碑」（一覽39）に

初本寺有下院、在交城城村板蕩□聖朝有特旨渝刹道院者帰復、時間住持智子子如掌其事、詣官析其寔久訟、然後復下院於本寺、併帰沃上陸田若干頃、

自在三山十方天円明禪寺第十五代住持伝法□祖沙門嵩□

十方奉聖禪寺第十一代住持伝法嗣祖沙門雲溪仏（下欠）

とあって、寺院でありながら道院となつてゐるものは帰復せよとの聖旨があり、それに従つて時の問住持等が官におもむき、事實を申し出て長きにわたつて訴えた後、以前交城県にあつた下院を取り戻し、あわせて沃上陸田若干頃をも取り戻したという。問住持は同碑文に

大元國初、法制未定、……當以大愚智公和尚為開山第一代宗主、次及希・深・一・問・淺・浩・杲・昌・惠・喜公等歷十有一代、

とあるように、元初の開山から五代目、碑が立てられた皇慶二年（一三一三）が第十一代であるから六代前の住持である。このことを含めてみるに、ここにいう聖旨とは『辯偽錄⁽⁴⁰⁾』卷五にみえる「焚毀諸路偽道藏經碑」に

天下仏寺、為道流所拠者、二百三十七区、至是悉歸之、

とある令旨のことと思われる。これは憲宗（在位一二五〇～一二五九）時代に行われた道仏論争で道教側が敗北した結果出されたものである。碑文に「初本寺有下院」とあるから、取り戻した下院は道教側に占拠される前、すなわち金元交替期以前には奉聖寺の下院であった。その意味では金代の寺院の繫がりが回復したということになる。しかしここで留意しなければならないのは、この繫がりの回復が聖旨という勅命によってなされたことである。この勅命が出されたのは憲宗八年（一二五八）である。続く太祖の至元年間（一二六四～一二九四）に、先にみた慈雲院や玄中寺（ともに二章二節参照）に多数の下院がみられることも、この聖旨による下院の回復と関係があるのではないかと思われる。

【開福寺】（陽城県）「大元重修開福寺記」（一覽40）に

峯山靈泉寺講經沙門□□□

本県□□後進□□書丹（碑前題記）

爰有先師住持賢公、……去聖邈遠、法幢欲頽、院門□残、梵宇摧朽、門人□幼、雖□慧燈、良可哀□、故会□□□本縣達魯花赤忽都帖木兒并在城憲據王文紀等、議曰、可請劉村靈泉寺^(マニ)以為法眷、由是自書其

疏、

と、寺院が荒廃しその維持が困難であることから、本県達魯花赤忽都帖木兒・在城憲掾王文紀等と協議の結果、劉村靈泉寺に法眷とするよう請うことになったという。「福嚴淨影山上記」にみられる福嚴禪院と淨影寺・南閔觀音堂との関係（一章一節参照）のように、宋代に於いても上寺と下院という結びつきのある寺院が協力して寺産を維持管理することはあった。この開福寺のように、經營が成り立たない寺院がその維持・存続を目的に他寺の傘下に入るということは金代にもあつたとみるほうが理解しやすい。大雲禪院（二章二節参照）が常住下院となつたのはこのような意味があつたとも考えられる。ただ、ここではその処遇を決めるに際して、達魯花赤忽都帖木兒と協議したとある。達魯花赤は元代特有の官職であつて、原則として蒙古人が任命され、管内の最高決定権をもつ監督官である。⁽⁴²⁾ここには「本県達魯花赤」とあるから県の最高責任者であり、この決定は達魯花赤の指示に従つたものと思われる。元代の寺院および宗教行政をみるのに留意しなければならないことである。なお、ここで使われている「法眷」は、僧のつながりというよりはむしろ寺院のつながりを意味している。

碑文には統いて

由是自書其疏、未□恭請、病致□廢、招門人道□道□等囑曰、……如吾殯後□□靈泉寺□公講主以為住持、……師於至正二年正月内円寂、道從等承師遺囑……敦請和尚以為住持、伏惟慈悲、幸垂納受、師諱惠用、俗姓薛氏、本郡南□□也、□□□□不類童嬉將於弱冠專慕仏業、父母乃知非俗、遂捨令出家、礼劉村靈泉□達公為師、

と、時の住持賢公はそれを果たせず病没したが、その遺志を継いだ道從等が劉村靈泉寺におもむき、惠用に開福

寺の住持となることを請い、納受された。惠用は劉村靈泉寺達公の弟子であり、住持の選定は徒弟制によつている。また「沁水県法隆院重建仏殿記」（一覽41）には

沁之県東有寺、名曰法隆院、去縣百余、……□有住持、朦朧交代、前後接踵、目覩遺址、皆且且焉、至□十八年、有德溫普明大師、自法眷中來、而□之、稍大其居、

とあつて、同じく同門の僧が住持となつていて、また先の例からみると、この「法眷」も関係寺院を指すのかもしれない。

このように元代に於いても住持の選定は引き続き徒弟制によつてなされたようであるが、寺院の連繫については、それを促進させるような聖旨が発せられ、或いは連繫の決定に監督官が直接関与しているのである。金代に寺院の結びつきを形成拡大させたのも賜額制度という政策ではあるが、それは連繫を形成させることを意図したものではなかつた。それに対して元代では、政策そのものに寺院間の結びつきを重視する傾向がうかがえる。福厳禪院にみられた連繫する寺院の「法眷」から「廊下寺院」への変化（一章二節参照）は、そのような傾向のありわれではないだらうか。いざれにせよ元代の寺院の情況はまた別の問題としてとらえる必要があらう。⁽⁴³⁾

おわりに

以上、宋金代における山西地方の寺院についてみてきたが、これによつて、宋から金に王朝が交替すると寺院の連繫が増加するという現象がみられること、それが制度として北宋のものを受け継いだ賜額によつて生じたも

のであること、そしてその連繫が郷村社会のすみずみにまで仏教教団の連繫、いわゆるネットワークを形成させる役割を果たしたことが明らかになつた。また連繫の増加が賜額制度に起因することから、寺院組織が、たとえそれを意図したものでなくとも、時の政策によって変化することが知られる。同時期の南宋治下でも庵堂という小規模寺院が増加しているが、北宋のような賜額制度が行われなかつたこともある。それは私庵であつたり、また廃寺の名額を移して創建の寺院に掲げるという新しい傾向が生まれるなど、その形態は異なつて⁽⁴⁴⁾いる。したがつて金朝の賜額制度によつて小規模有額寺院が増加し、そこに寺院の連繫が形成されたことは、山西の寺院史における北宋—金の流れの特徴であり、北宋—南宋という流れとの違いの一端が見て取れよう。

また、わずかではあるが元代の情況をみたとき、この連繫は金代より繼承されているが、そこには聖旨の発給など從来とは別の元代の宗教政策が大きく係わつてゐることがうかがえた。その点では、第二章第二節で取り上げた玄中寺について、元代に多数の下院を持つほどにまで復興・發展したのは、モンゴルによる統治の初期に発給された特許状によるとの指摘には首肯する。ただ翻つてみれば、玄中寺に限らず、多くの下院をもつ寺院が少なくあらずあるという元代山西の寺院の情況には、金代に形成された郷村社会に行きわたる寺院の連繫が伏線としてあつたよう思う。

本稿では、試みとして地域を山西に絞つて見てきたが、華北全体の流れを把握するためには、同様に北宋・金両朝の治下にあつた河北・河南・山東などの情況についても見る必要があろう。今後の課題としたい。

- (1) 注 竺沙雅章『征服王朝の時代』(講談社現代新書 一九七七年)序章 中国史における北と南、杉山正明「モンゴル時代史研究の現状と課題」(『宋元時代史の基本問題』汲古書院 一九九六年)参照。
- (2) 青蓮寺については、道端良秀『中国の石仏・石經』(法藏館 一九七二年)に、昭和十六年～十八年(一九四一～四三)頃の調査報告と解説がある。青蓮寺は現在も伽藍をとどめており『山西古建築通覧』(山西人民出版社 一九八六年序)二〇七～八頁にその写真が掲載されている。
- (3) 雍正『山西通志』二三〇巻、雍正十二年(一七三四)刊 嘉慶十六年(一八一)重校。寺觀については地域別に編纂されているので地域ごとにみるには便利である。『山西通志』には光緒一八年(一八九二)刊『山西通志』一八四卷もあり、これには標点及び詳細な校勘記が付された『光緒山西通志』(中華書局 一九九〇年)があつて有用である。ただ寺觀の項は創建年代順となつていてる。
- 『鳳台県志』二〇巻『統志』四巻 乾隆四十八年(一七九三)刊。
- 『鳳台縣志』六 繩老 に伝がある。
- 『鳳台縣志』卷十二 寺觀にも「藏陰寺、青蓮寺東五里、北齊靈始禪師建」とある。
- 『統高僧傳』八 義解篇 に伝がある。
- (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)
- 『統高僧傳』八 義解篇 に伝がある。
- 後にみる『硖石山福嚴禪院鐘識』では「始自北齊天保年中、曇始禪師創立道場、距大金大定之歲、年將六百」と曇始禪師の創始という。
- 『鳳台縣志』卷六 稱老 に伝がある。
- 『中國版刻圖錄』(朋友書店 一九八三年)に掲載される開宝藏の刊記(図版二二〇)に、版本のある顯聖寺の住持であり、開宝藏の大觀年間(一一〇七～一一〇)の印刷責任者としてこの名がみえる。同一人物であろう。
- 『光緒山西通志』九四「後梁青蓮寺牒準土地記」の項に「後書、開平二年九月三日李典為(欠)牒、元符二年閏九月日主僧重立石」とある。
- 『山西碑碣』山西考古研究所編 山西人民出版社 一九九七年刊。

山西は天会四年（一一二六）に金朝の領有するところとなつた。外山軍治『金朝史研究』（東洋史研究会 一九六四年）各論三「金朝の華北支配と傀儡国家」参照。

『山右石刻叢編』胡聘之撰 光緒二十七年（一九〇一）刊。

「硖石山福嚴禪院鐘識」は『光緒山西通志』卷八十九 金石一にも

福嚴禪院鐘識、大定三年、今在鳳台県東南青蓮寺、

とあり、『鳳台県志』の文を引いて説明を加えている。その中で「開悟」とあるのは、他碑ともあわせてみれば「開悟」の誤りである。また題記の「甲子」の後に「朔」の文字がある。

『鳳台県統志』二 里村 に多くの名がみえる。

このほか「福嚴院王元等題名」（紹聖三年）でも「游福嚴繼至青蓮」といい、その題記には「青蓮寺住持僧沙門洪秘立石」とある。また「許安仁宿青蓮寺題詩」（明昌六年）では「宿青蓮福嚴院」と両寺院を併記しており、「重修南閻觀音堂遺跡感應記」（至元二年）には「敦請青蓮長老福裕重修殿堂一新」と青蓮寺の名をあげている。『金史』一〇二 必蘭阿魯帶伝にも

阿魯帶奏、沢州城郭堅完、器械具備、若屯兵数千、臣能保守之、今聞議遷于青蓮寺山寨、距州既遠、地形狹隘、所容無幾、一旦有急、所保者少、所遺者多、從棄名城以失太行之險、則沁南・昭義不通問矣
と青蓮寺の名がみえる。

(18) 竺沙雅章「寺觀の賜額について」（『中国仏教社会史研究』同朋舎 一九八二年）では、その例は示されていないが、「もとも宋代になると、大寺院の子院を独立させてこれにも勅額を与える場合があり」（八十九頁）と述べられている。また石川重雄「宋代の子院とその傾向」（『仏教史学研究』三二一、一九八八年）第二章第二節には「子院が独立した例を地方志より抽出されている。ただしそれは江南地方を中心であつて、山西のものは取り上げられていない。なお同「子院小察」（『立正史学』六四 一九八八）では、賜額制度が子院の独立に深くかかわっていると指摘される。

廊下寺院という語は管見では他に用例をみないが、
闕寺廊下院僧衆施工運力頒名于后（大德五年 一三〇一）「龍興寺重修大覺六師殿記」碑陰 『常山貞石志』十七）

(13)

(14)

(15)

(16)

(19)

と「廊下院」という語がある。同様の意味か否かは不詳。

(20)『山右石刻叢編』十九では、碑の形態を記した後、その所在地を「今在陵川県南九仙台」としている。

『光緒山西通志』九五に

古賢寺弥勒殿碑 正隆二年、趙安時撰、今在陵川県南九仙台、

とあるのはこの碑文のことであろうが年次が異なっている。

(21)雍正『山西通志』寺觀には、当該寺院名は見あたらないが、『同』一七一 寺觀 解州安邑縣の項に

静林寺 在県東南条山、

とある。「解州解縣靜林山興化寺新修虛舍那仏大殿記」に「靜林谷者、亦条山之界、而蒲之旧地也、中有古寺」とあつて、所在地・寺名からみると或いはこの寺のことかもしない。なお『同』一七一 寺觀 解州の項に

僧禪寺、古称靜林下院、

とみえるのは、この静林寺の下院と思われる。

(22)十方住持院 第三章第一節参照。

(23)『鳳台縣志』七 寺觀に「松林寺在城西南普晉山下、一名靈巖寺、一名法輪禪院」とある。雍正『山西通志』一七〇 寺

觀に「松林寺在縣西南三十五里松嶺山」とあるのがこれであろう。

(24)雍正『山西通志』一七一 寺觀 路安府長治縣の項には

宝雲寺、在王村、後魏永平二年建、

とその名をみるが、この寺のことを示しているのか定かでない。

(25)『山右石刻叢編』一〇では、「大周沢州陽城縣龍泉禪院記」の所在地を「今在陽城縣海會寺」としている。

(26)雍正『山西通志』一七一 寺觀 平陽府洪洞縣の項には

鹿苑寺、在縣東南內鼻里、即福嚴寺、宋治平二年建、

とあって、宋の治平二年（一〇六五）創建のように記すが、これは賜額の誤りである。

(27)雍正『山西通志』一七一 寺觀 太原府陽曲縣の項には

治平寺、在城西三十里狼虎山、土人名狼虎寺、元魏曇始禪師棲此、内有曇始行狀碑、宋大觀二年五月立石と、この寺を載録して、北魏の時、曇始禪師がここに住したとし、宋の大觀二年（一一〇八）五月立石の曇始行狀碑があるという。ただ大觀二年五月の日付をもつ碑文はこの「西山治平寺莊帳記」であつて曇始禪師の行狀は記されていない。

(28) 雍正『山西通志』一七一 寺觀 解州芮城縣の項に

寿聖寺二、一在城東北里余、……一在城南十里太安村、宋治平三年、詔諸寺無名額者、院僧修蓋及三十間、准勅存留、仍得陳乞寺額、僧自懷修建如式、熙寧二年詔名壽聖、進士李本題額、紹聖三年安昌進士劉覓撰記とあって、芮城縣に二寺ある寿聖寺の一つとし、紹聖三年（一一〇六）の「大宋解州芮城縣太安壽聖寺額記」を紹介しているが、「解州芮城縣壽聖寺鐘樓銘」については触れられていない。

唐太和七年（八三三）の「城隍信士碑」（本稿末「陝石山福嚴禪院關係碑刻」参照）に「城隍信士、共結法華邑、都有二十八人、各持念法華經一品、至一二年後、倫散出邑」とあって、妙法蓮華經二十八品を各人一品持念することから、邑人二十八人の法華邑が形成されている。ここにいう二十八人も同様の意味を持つていたのではなかろうか。信仰団体を形成する人数には依拠する經典の品数等が関係していたようである。地域社会の信仰形態を考える上で留意しなければならないことである。

〔臨縣志〕二十一卷 民國六年（一九一七）刊 『中國方志叢書』所収。

〔繁峙縣志〕六卷 道光十六年（一八三六）刊。

道端良秀『中國の淨土教と玄中寺』（永田文昌堂 一九五〇年）第七～十一章。本書は中間報告の「石壁玄中寺下院考」（『宗學研究』二七 一九四四）「金石資料による石壁玄中寺史の研究」（『大谷學報』二六一一・二合併号 一九四六）に加え、将来の拓本全部を紹介して宋以後の寺史を明らかにしたものである（同書序）。

『山右石刻叢編』六 に碑陽は載録されているが碑陰はない。

(35) (34) (33) 高雄義堅『宋代寺院の住持制』（『宋代佛教史の研究』百華苑 一九七五年）参照。

龍池清『明初の寺院』（『支那佛教史学』二一四 一九三八年）参照。

- (36) 牧田諦亮「五代王朝の宗教政策—特に後周世宗の仏教肅正—」(『五代宗教史研究』平楽寺書店 一九七一年) 参照。
- (37) 宋代の賜額制度については、前掲³²沙論文(注18)・高雄論文(注35)の他に、塙本善隆「宋の財政難と仏教」(『塙本善隆著作集』五 東大出版社 一九七五年)等があり、また金代の賜額については、野上俊静「金の財政策と宗教教団」(『遼金の仏教』平楽寺書店 一九五三年)、今井秀周「金朝における寺觀名額の発売」(『東方宗教』四五 一九七五年)、同「金朝の宗教政策」(『東海女子短期大学紀要』十一 一九八五年)、塙本前掲論文、拙稿「金代の寺觀名額発売について—山西の石刻資料を手がかりに—」(『大谷大学真宗総合研究所紀要』一 一九八三年)、同「金朝の寺觀名額発売と鄉村社会」(『大谷大学史学論究』三 一九八九年)等がある。
- (38) 『仏祖統紀』では太平興国三年三月の条に記される(本文参照)が、興化寺のように太平興国二年とみえるものもある(本文二章二節参照)。地域による差異なのか、一考を要するところである。
- (39) 拙稿「金朝の寺觀名額発売と鄉村社会」(注37) 参照。
- (40) 『至元辯偽錄』五卷 至元二八年(一一九一)勅撰。『大正大藏經』五二卷 史伝部 所収。
- (41) 野上俊静「元代道仏二教の確執」(『元史枳老伝の研究』野上俊静博士頌寿記念刊行会 一九七八年) 参照。
- (42) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」(『愛宕松男 東洋史学論集』第四卷 三一書房 一九八八年) 参照。
- (43) 藤島建樹「征服王朝期における信仰形態—金、元交替期の河東の場合—」(『大谷大学真宗総合研究所紀要』一 一九八三年)では、金元交替期の華北(特に山西)の仏教は、モンゴル支配者層や漢人有力者の活躍とともに、それを動かす郷村庶民の力によって継承されていったと指摘される。
- (44) 竹沙雅章「宋元仏教における庵堂」(『東洋史研究』四六一一 一九八七年)、同前掲論文(注18)、宮本則之「宋元時代における墳庵と祖先祭祀」(『仏教史学研究』三五一一 一九九二年) 参照。
- (45) 杉山正明「耶律楚材とその時代」(白帝社 一九九六年) 三三七頁参照。

宋金代賜額寺院表

対象寺院	発牒年次	所在地	資料の所在
賜額名	対象寺院	発牒年次	所在地
興化寺	妙覺寺	太平興国二年	解州
福嚴禪院	青蓮寺	太平興國三年五月二十日牒	沢州鳳台県破石山
法輪禪院	靈巖院（松嶺寺）	太平興國三年五月二十日牒	沢州鳳台県松嶺山
普濟院		太平興國三年五月二十五日牒	
禪林院			
寶雲寺			
海會寺			
廣慈寺			
景德寺			
資聖寺			
慈相寺			
百福寺			
梵業寺			
大雲寺			
真如院			
鹿苑寺			
壽聖禪院			
福慶院	□□谷寺	嘉祐八年六月二十三日牒	一覽 20
	靜觀寺	嘉祐八年牒	一覽 19
	嚴淨寺	治平元年四月六日	一覽 18
	福仙院	治平元年閏五月日牒	一覽 44
	寶勝寺	治平二年十二月二十一日牒	一覽 38
		治平四年	一覽 17
			③ 16
			① 14
			一覽 13
			一覽 42
			一覽 12
			一覽 7
			一覽 1
			一覽 6 ^②
			一覽 4 ^①

（金代）	賜額名	対象寺院	発牒年次	所在地	申請者	牒文の所在	太原城西北二十里（陽曲県）	
							治平寺	治平院
治平寺	治平院	雲谿（寺）	治平中	熙寧元年三月二十六日牒	熙寧二年	一覽 21	一覽 22	一覽 23
治平寺	治平院	雲谿（寺）	治平中	熙寧元年三月二十六日牒	熙寧二年	一覽 21	一覽 22	一覽 23
（太安）寿聖寺	（太安）寿聖寺	石馬村寺一所	熙寧二年	樂平縣石馬村	芮城縣	一覽 45	一覽 46	一覽 47
福嚴寺	八龍王院	八龍王院	大定三年二月十日	潞州壺關縣東坊	院僧清真	一覽 46	一覽 47	一覽 48
香嚴院	村院	本村仏堂	大定三年四月三日	平陽府霍邑縣河壁村	隰州大寧縣淨惠禪院僧智江	一覽 47	一覽 48	一覽 49
洪濟禪院	本村仏堂	佛堂計壹拾貳間	大定三年四月九日	潞州壺關縣東口村	□那呂吉寸	一覽 48	一覽 49	一覽 50
普照禪院	莊院	觀音堂	大定三年五月六日	澤州晉城縣北邑公村	澤州府□口寺受業僧惠壽	一覽 49	一覽 50	一覽 51
智福院	莊院	舊下院仏堂	大定三年六月二十二日	解州芮城縣郭下	（本縣）劉一奇	一覽 50	一覽 51	一覽 52
大雲禪院	莊院	大定三年十一月六日	大定三年六月十八日	解州聞喜縣神柏莊	院僧法円	一覽 51	一覽 52	一覽 53
広福院	莊院	大定三年十二月十五日	大定三年十二月二十五日	澤州晉城縣周鄧社	澤州陽城縣海會院僧宗暉	一覽 52	一覽 53	一覽 54
普覺寺	村院	崇慶元年十月	大定四年六月	沁州銅鞮縣郭村	院僧顯京	一覽 53	一覽 54	一覽 55
慈雲院	村院	（本村）張舜等	（本村）税戶□口等	石州臨泉縣小上谷村	（本村）	一覽 54	一覽 55	一覽 56
普照神院	村院			石州定胡縣上招賢村		一覽 55	一覽 56	一覽 57
大雲禪院	村院			鳳台縣		一覽 56	一覽 57	一覽 58

注

① 『光緒山西通志』九十四 金石六、『鳳台縣志』十九 輯錄に牒文がある。

② 『光緒山西通志』九十四 金石六に牒文がある。

③ 『光緒山西通志』九十四 金石六に牒文がある。

硖石山福嚴禪院關係碑刻

碑名	記或いは立石年次	所載
石像題記	齊 乾明元年(五六〇)	石仏一〇三
硖石寺大隋遠法師遺跡碑	唐 宝曆元年(八二五)	碑碣一二八 西志九三
城隍信土碑	太和七年(八三三)	碑碣一三六 山右九 西志九三
青蓮寺經幢	開成四年(八三九) ^②	西志九七 ^②
青蓮寺山田石碣記	咸通八年(八六七)	西志九三
青蓮寺碑碣之所記	乾符四年(八七七)	碑碣一四四
古佛龕摩崖記	天復元年(九〇一)	西志九七 石仏一〇一
郭存寔經幢	天祐十八年(九二二)	西志九七 石仏一〇〇
青蓮寺上方院銘	後晉天福七年(九四二)	碑碣一六二 北図 山右九 西志九三 ^③
福嚴禪院牒	宋 太平興國三年(九七八)	西志九四 石仏一〇〇
硖石山弥勒殿碑	景德四年(一〇〇七)	西志九四
福嚴院安知止題名	元豐八年(一〇八五)	山右十四 西志九七
青蓮寺石柱記	元祐四年(一〇八九)	山右十五 西志九七
福嚴院王元等題名	紹聖三年(一〇九六)	山右十六 西志九七
青蓮寺石柱記	元符元年(一一〇八)	山右十五・十六 ^④ 西志九七
後梁青蓮寺牒準土地記	元符二年(一一〇九)	西志九四
青蓮寺石柱記	崇寧元年(一一〇二)	山右十五 西志九七
福嚴淨影山場之記	崇寧四年(一一〇五)	碑碣二一六 山右十六 西志九四
青蓮寺陳竹菴等題名	宣和四年(一一二二)	山右十八

青蓮寺石柱記	宣和七年（一一二五）	山右十五	西志九七
硠石山福嚴院鐘識	金	大定三年（一一六三）	山右二〇
硠石山福嚴院重修仏殿之記		大定四年（一一六四）	碑碣二四八
硠石山福嚴禪院創建鐘樓台基記		大定七年（一一六四）	北図四六
硠石山福嚴禪院故副住持潮公和		大定九年（一一六九）	山右十九
尚塔銘			
許安仁宿青蓮寺題詩	明昌六年（一一九五）	碑碣二四七	山右十五・二二
許安仁遊青蓮寺題詩	明昌六年（一一九五）	碑碣二四八	西志九五 ^⑤
青蓮寺石柱記	承安五年（一二〇〇）	山右十五	通志九七
石柱銘	泰和六年（一二〇六）	石仏一〇〇	
大金沢州硠石山福嚴禪院記	泰和六年（一二〇六）	碑碣二五三	北図四七
青蓮寺詩刻	興定五年（一二一二）	西志九五	
福嚴院重修法藏記	至元二年（一二三六）	碑碣三〇七	山右二三
重修南閣觀音堂遺跡感應記	至元二年（一二三六）	北図四九	西志九六
*この他に「孔雀經」「雨輪經」の名がみえる石經もあることが「石仏」にある。		山右三四	西志九六

注

- ① 元来この碑には題名がない。「城隍信士碑」は「碑碣」による。また「山右」は「龍興寺造上方閣畫法華感應記」といひ、「西志」は「青蓮寺碑」といひ、「石仏」は「法華感應記」としている。
- ② 「西志」では「後晉、唐開成四年己巳五月十日建立、考開成為文宗年號、元年丙辰、四年己未、二年癸巳、非己巳、其為幢誤無疑」とするが、ここでは唐開成四年己巳五月十日建立とあることによつた。
- ③ 「北図」では「金時刻」とし、「山右」の案文では「無年月及撰人姓氏」とするが、「碑碣」には「碑陰磨損較甚、頂端線

刻蓮花、下辺鐫刻着上下両院僧侶・邑人・書者、鐫者等人姓名及天福七年歲次壬寅閏三月甲申朔五日戊子建」とある。

④ 同一碑の重録と思われる。許安仁宿青蓮寺題詩も同様である。

⑤ 『西志』にはこの二種の題詩を「青蓮寺詩碣二種 明昌五年」として載録するが、「碑碣」及び「山右」にある碑文と対照するに明昌六年の誤りと思われる。

史料碑文一覽（福厳・寺院関係を除く）

碑名	記或いは立石年次	所蔵
1 大金沢州陵川県古賢谷禅林院重修弥勒殿記	正隆四年（一一五九）	山右十九
2 千峯禅院碑	皇統三年（一一四三）	山右十九
3 解州解縣靜林山興化寺新修廬舍那仏大殿記	元祐三年（一二〇八八）	山右十五
4 興化寺牒	嘉祐三年（一二〇五八）	山右十三
5 大金沢州松嶺禪院記（法輪禪院碑）	泰和六年（一二〇六）	山右二三
6 法輪禪院重修善法堂記	至順三年（一二三三二）	山右三三
7（上欠）党県潛龍山宝雲寺（宝雲寺碑）	天禧三年（一二〇一九）	山右十二
8 潛龍山宝雲□新建仏殿記	皇統四年（一一四四）	山右十九
9 宝雲寺碣	大定二十五年（一一八五）	山右二二
10 龍泉禪院田土壁記	太平興國七年（九八二）	山右十一
11 大周沢州陽成県龍泉禪院記（龍泉院前後記）	広順二年（九五二）	山右一〇
12 大金沢州陽成県海会禪院重修法堂記	大定二十七年（一一八七）	山右二一
13 景徳寺牒	泰和八年（一二〇八）	山右二三
14 資聖寺牒	天禧四年（一二〇一〇）	山右十二

15 大陽資聖寺記

癸卯年（一二四三）

莊靖八

16 汾州平遙縣慈相寺修造記

明昌五年（一一九五）

山右二三

17 平遙縣冀郭村慈相寺僧塔記銘

泰和元年（一二〇二）

山右二二

18 潞州潞城縣金粟山南垂村真如院重修佛殿功德記

元祐三年（一二〇八八）

山右十四

19 鹿苑寺記

天会五年（一二二七）

山右十五

20（上欠）陵壽聖禪院記

元祐七年（一二〇九二）

山右十四

21 西山治平寺莊帳記

大觀二年（一二〇八）

山右十五

22 重建治平院記

崇寧五年（一二〇六）

山右十六

23 大宋解州芮城縣太安寺壽聖寺額記

紹聖三年（一二〇九六）

山右十六

24 解州芮城縣壽聖寺鐘樓銘

泰和五年（一二〇五）

山右二三

25 龍巖寺碑

大定三年（一二六三）

山右二〇

26 增修雲巖山崇慶院記

興定二年（一二一八）

山右二三

27 広福院尚書禮部牒

大定七年（一二六七）

潛研十八

28 普照禪院牒

大定七年（一二六七）

山右二〇

29 香巖禪院牒

貞祐三年（一二二五）

山右二三

30 大雲禪院碑

大定十三年（一二七三）

山右二一

31 慈雲院碑

大定十三年（一二七三）

山右二一

32 通玄大師珏公紀行之碑

至元二十二年（一二八五）

山右二一

33 文悟大師功德幢

承安五年（一二〇〇）

山右二七

34 浮山寺鐘識

大定六年（一二六六）

山右二二

35 勅賜興國寺碑

大定五年（一二六五）

山右二〇

金最三四

36 観音院碑	大定六年（一二六六）	金最四三
37 有元重修西李村洪福禪院碑銘	至正九年（一三四九）	山右三七
38 梵業寺勅額碑	嘉祐八年（一〇六三）	山右十七
39（上欠）聖禪寺記（奉聖寺碑）	皇慶二年（一三一三）	山右三〇
40 大元重修開福寺記	至正九年（一三四九）	山右三七
41 沁水縣法隆院重建仏殿記	至正二年（一三四二）	山右三六
42 広慈寺暨洪濟禪院牒	嘉祐八年（一〇六三）	山右十一
43 百福寺勅	治平元年（一〇六四）	山右十三
44 大雲寺牒	熙寧元年（一〇六八）	山右十四
45 寿聖寺牒	大定三年（一一六三）	山右二二
46 福嚴寺牒	大定三年（一一六三）	山右二〇
47 智福院牒	大定三年（一一六三）	山右二〇
48 普覺寺牒	大定三年（一一六三）	西志九五
49 普照禪院牒	大定四年（一一六四）	山右二〇
50 大雲禪院牒	崇慶元年（一一二二）	山右二三

「陝石福嚴禪院関係碑刻」「史料碑文一覧」の所載項の略称

碑碣||『山西碑碣』頁
西志||『光緒山西通志』卷

山右||『山右石刻叢編』卷
北図||『北京圖書館藏中國歴代石刻拓本彙編』冊

金最||『金文最』卷
石仏||『中国の石仏・石経』頁
莊靖||『莊靖集』卷
潛研||『潛研堂金石文跋尾』卷